

ロータリーリーダーシップ研究会への参加に関する規則

第1条（目的）

本規則は、国際ロータリー第2700地区（以下「当地区」という。）がロータリーリーダーシップ研究会（Rotary Leadership Institute、以下「RLI」と称することがある。）の活動に参加するに当たり、RLI 日本支部の会則に定める役員又は委員の選任について、その被選資格を定め、併せてRLIの活動に係る地区の組織を整備し、もって当地区におけるRLIの諸活動を充実させることを目的とする。

第2条（地区代表委員の任命）

- 1 RLI 日本支部の地区代表委員は、RLI 研修又は RLI-DL 研修の受講修了者（以下、単に「受講修了者」という。）であるパストガバナーの中から、当該年度のガバナーが任命する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、パストガバナーではない受講修了者を任命することを妨げない。
 - (1) 受講修了者であるパストガバナーがいない場合
 - (2) 受講修了者であるパストガバナーがあっても、心身の故障その他の事由により適切な職務の遂行を期待できない場合
 - (3) その他、パストガバナー以外の受講修了者を任命するのを適当と認める事情がある場合
- 2 地区代表委員を任命は、当地区の RLI 活動における候補者の経験や技量、活動に対する精通の程度を考慮して行うものとする。

第3条（地区代表委員の任期）

- 1 地区代表委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 前項に定める再任の判断は、RLI 日本支部が地区代表委員について推奨する就任の継続期間があることを考慮して行うものとする。

第4条（地区 RLI 委員会の設置）

- 1 当地区の RLI 活動を効果的に実施するため、当地区に地区 RLI 委員会（以下「本委員会」という。）を置く。
- 2 本委員会は、10名程度の委員（正副委員長を含む。）をもって構成する。
- 3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、5年を超えて再任することはできない。

第5条（委員長及び副委員長）

- 1 本委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、当地区における RLI 活動を掌理する。
- 3 委員長は、その就任年度のガバナーの指名に基づき、ガバナーが任命する。ただし、この指名は、委員会の意見を聴取した上で、その任に最もふさわしい者を選定して行う。
- 4 委員長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、5年を超えて再任することはできない。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合には、その任務を代行する。
- 6 副委員長は、委員長の指名に基づき、ガバナーが任命する。
- 7 委員長は、副委員長が次期委員長の候補者となることを考慮し、委員長就任の際にその任に適したものを指名しなくてはならない。
- 8 副委員長の任期は、委員長の任期に準じる。
- 9 委員長及び副委員長の委員としての任期は、その役職への就任の時より改めて起算するものとする。

第6条（運営要領）

- 1 当地区における RLI の運営や活動に関わる詳細については、別に定める運営要領による。
- 2 前項の運営要領は、本規則及び RLI 日本支部の会則その他の規則に生殖しない範囲において、本委員会が作成し、ガバナーの決裁を得て発効するものとする。

第7条（補充準則）

当地区の RLI 活動について本規則に定めのない事項は、RLI 日本支部の会則その他の規則の定めるところによる。

本規則は、2023年7月25日に発効し、同日より適用される。